



# 森林保険

詳しくは、ページをお開きください!



イメージキャラクター  
マモルくん

## 台風、山火事などの災害による 森林の損害への大切な備え

### 1 加入できる 森林は?

人工林を対象として  
います。

### 2 誰でも 申し込める?

個人、法人を問わず  
どなたでもお申し込み  
いただけます!

### 3 相談・ 申込先は?

最寄りの森林組合、  
森林組合連合会に  
お気軽にご相談下さい。



国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林保険センター

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地2 (興和川崎西口ビル9階) TEL:044-382-3500

<http://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/>



# 台風や集中豪雨、火災など万が一の災害に備えることができます。

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

## 保険金のお支払いの対象となる8つの災害

**火災**  
山火事で受けた損害

**風害**  
暴風による幹折れ、根返りなどの損害

**水害**  
豪雨、洪水による埋没、水没、流失などの損害

**雪害**  
豪雪・積雪による幹折れ、根返りなどの損害

**干害**  
乾燥による枯死などの損害

**凍害**  
凍結、寒風などによる枯死などの損害

**潮害**  
潮風、潮水浸水などによる枯死などの損害

**噴火災**  
火山噴火による焼損、幹折れ、埋没、根返りなどの損害

## 保険金のお支払い例



森林保険に加入していれば、安心だね!



### 台風による水害で47年生のスギが流された場合...

契約面積：7.96ha  
 実損面積：0.98ha  
 保険料：**61,013円/年**  
 (ha当たり換算7,665円)  
 お支払いした保険金：  
**3,028,200円**  
 (ha当たり換算3,090,000円)



◆ 植栽後、樹冠が閉鎖するまでの間(1~20年生)は火災、干害、凍害などの被害を受けやすくなります。

### 3年生のヒノキが干害で枯れた場合...

契約面積：3.15ha  
 実損面積：1.14ha  
 保険料：**13,372円/年** (ha当たり換算4,245円)  
 お支払いした保険金：  
**1,641,600円** (ha当たり換算1,440,000円)



◆ 間伐直後の森林は風害、雪害などの被害にあう危険が高くなります。

### 25年生のスギが雪害で折損した場合...

契約面積：1.46ha  
 実損面積：0.46ha  
 保険料：**10,090円/年** (ha当たり換算6,911円)  
 お支払いした保険金：  
**1,265,000円** (ha当たり換算2,750,000円)

- ▶ 上記の保険料はスライド方式、付保率100%の事例です。保険料は地域による区分や払込み方法によって変わります。
- ▶ お支払いする保険金は、ご契約の保険金額と損害の程度によって決まります。
- ▶ 壮齡林(スギ60年以上、ヒノキ65年以上、広葉樹35年以上など)では木材の市場価格の動向で保険金変動します。

次のような事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。

- 〈保険金支払いの対象とならない損害〉
- 倒木起し等通常の林業的手段により復旧可能な損害
  - 補植等の必要もなく、成林に支障のない程度の軽微な損害
  - 立木の枯損の主たる原因が、適地適木の誤り若しくは苗木、植付、育林の不良等明らかに造林技術上の欠陥によるもの又は病虫獣害等によるものと認められる損害
  - 1月~7月植栽の場合は植栽年の12月末、8月~12月植栽の場合は、植栽翌年の10月末までの間に活着不良等により通常生じる枯損による損害

〈保険金支払責任を負わない場合〉

    - 損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じたとき
    - 保険契約者又は被保険者が、ご契約森林に損害が生じてからその通知をせずに3年(平成22年3月31日以前の契約については2年)経過したとき
    - 損害が戦争その他の変乱又は地震によって生じたとき
    - 保険金のお支払い額が1契約内訳当たり4,000円未満のとき



# あなたの希望に沿ったスタイルで ご契約いただけます。

保険金額(契約金額)及び保険料は、樹種、林齢、契約面積、契約期間等によって異なりますが、契約面積1ヘクタールについての補償プランの事例は次のとおりです。

## ご契約の例(地域による区分が2-2等地の場合)

保険料の計算は、森林保険センターのホームページからできます。 <http://www.ffpri.affrc.go.jp/flc/>

森林保険  検索

**case 01**

付保率 100%

保険金額は標準金額と同額になります。

樹種	スギ
保険期間	5年
契約時林齢	1年生
保険金額	スライド方式

保険料は

保険期間	林齢	保険金額	毎年の分割払い
1年目	1年生	101万円	3,636円
2年目	2年生	119万円	4,284円
3年目	3年生	144万円	5,184円
4年目	4年生	166万円	5,976円
5年目	5年生	188万円	6,768円

毎年の分割払い **25,848円**

一括払い **21,225円**

割引額 **4,623円**

5年一括払い **21,225円**

4,623円お得!

**case 02**

付保率 50%

保険金額は標準金額の50%となります。

樹種	ヒノキ
保険期間	5年
契約時林齢	35年生
保険金額	スライド方式

保険料は

保険期間	林齢	保険金額	毎年の分割払い
1年目	35年生	159万円	4,770円
2年目	36年生	171.5万円	5,145円
3年目	37年生	171.5万円	5,145円
4年目	38年生	171.5万円	5,145円
5年目	39年生	171.5万円	5,145円

毎年の分割払い **25,350円**

一括払い **21,062円**

割引額 **4,288円**

5年一括払い **21,062円**

4,288円お得!

**case 03**

ご予算を優先

条件	ご予算:2千円/年	ご予算:3千円/年	ご予算:4千円/年
◆樹種 スギ	保険金額:505,000円	保険金額:808,000円	保険金額:1,010,000円
◆林齢:1年生	付保率:50%	付保率:80%	付保率:100%
◆面積:1ha	保険料:1,818円	保険料:2,908円	保険料:3,636円
◆保険期間:1年			

付保率を変えることによりご予算に合わせてご契約いただけます。

付保率……標準金額に対する保険金額の割合です。お客さまご希望の付保率によりご加入いただけます。例えば50%加入(付保率50%)は標準金額に対する保険金額を50%にすることにより、保険料も50%となります。

スライド方式……林齢に対応する標準金額を計算根拠として、毎年の保険金額を増加させる方式です。

標準金額……個々の契約ごとに保険の目的の樹種、林齢、面積、立木度に応じて保険金額の標準により算出するもので保険金額の上限となります。

保険金額の標準……あらかじめ森林研究・整備機構が樹種・林齢別に1ha当たりの標準的な森林の価額を定めたものです。

ただし、契約対象となる個別の森林を評価することも可能です。

## 保険料及び保険金額

申込時に払い込む保険料は、設定された保険金額に対して保険料率(保険金額1,000円につき年間1.2円~4.3円)を乗じた金額となります。保険料率は、都道府県別、樹種別(針葉樹・広葉樹の別)、林齢別(20年生以下・21年生以上)に定めています。保険金額は、標準金額を上限として任意に設定できますので、詳しくは最寄りの森林組合等までご相談ください。保険料は、損金算入することができますので、詳しくは税理士にご相談ください。



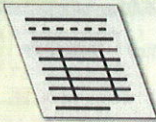
# お申込みの流れ

## STEP 1 お申込みのご相談



まずは、最寄りの森林組合、又は森林組合連合会まで、ご相談ください。  
 ご相談時にはお見積りに必要となる以下の項目をお知らせください。  
 森林が所在する都道府県 樹種 林齢 面積

## STEP 2 契約内容のご提案



ご相談内容に応じて、お見積りをご案内させていただきます。

## STEP 3 お申込み



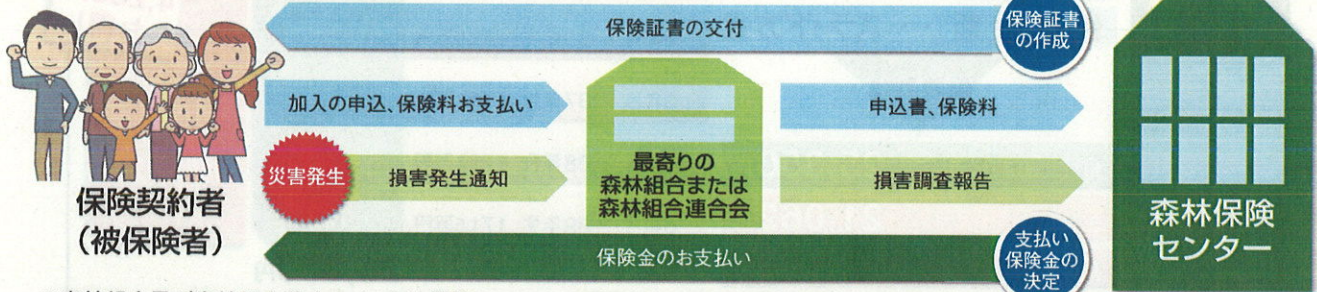
お申込み内容をお決めいただき、申込書にご記入、ご捺印ください。  
 お申込みにあたっては、必ず、**森林保険契約重要事項説明書**をご確認ください。  
 ※申込書のご提出と併せて保険料をお支払いください。保険料の支払日が申込日となります。

## STEP 4 ご契約成立



手続きが完了しましたら、森林保険センターより、保険証書をお送りいたします。  
 ※保険の効力発生は保険証書作成日の翌日からとなります。保険証書は大切に保管ください。

## 契約申込み及び保険金の受け取り手続き



※森林組合及び森林組合連合会は、森林保険センターとの委託契約に基づき業務を行っております。  
 ※大きな災害が発生し、保険金の支払いが多くなった場合も安定した運営が確保できるよう国による債務保証等が法律に規定されるなど、国の関与のもとで公的な保険制度として運用されます。  
 ※保険金のお支払い先は、被保険者(森林所有者)に限られます。

$$\text{災害時にお支払いする保険金} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額(保険価額が上限)}}{\text{保険価額(損害が生じた地域及び時点における森林の価値)}}$$

- ご契約時の通知義務について  
 ご契約申込み時に他の保険契約が存在するときは又は保険事故による損害発生の可能性が特にあると認められるときは、このことを通知してください。  
 通知事項について故意又は重大な過失により通知しなかったときは、森林保険センターはご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ご契約後の通知義務について
  - ◇他の保険契約について  
 ご契約申込み後に他の保険契約を締結したとき又は他の保険契約を変更したときは、このことを通知してください。また、契約の目的について第三者の締結した保険契約があること又はその契約に変更があったことを知ったときも同様に通知してください。  
 この通知義務に違反した場合は、森林保険センターはご契約を解除することがありますのでご注意ください。
  - ◇危険増加  
 保険期間中に、保険事故による損害発生の可能性が著しく増加したときは、このことを通知してください。
  - ◇保険証書の記載事項の変更  
 保険証書の記載事項に変更が生じたときは、その旨を記載した書面に保険証書を添えて提出してください。

## 連絡先